

コンプライアンス事件簿『新社会人編』

法改正状況

2020年8月31日

ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社

初版(2016年2月発行)までの冊子をお持ちの方は、以下の箇所が変更となります。

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
11	業務指導とパワハラを混同しない	「パワハラ」は、立場の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて苦痛を与える行為のことです。	「パワハラ」は、 <u>職場において行われる、優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、就業環境を害することです。</u>